

# みしま

「三島のサイの神」

国の重要無形民俗文化財に指定

2008  
1

広報みしま No.178

# 「三島のサイの神」

## 国の重要無形民俗文化財に指定

### 日本の小正月行事を知る上で極めて重要

#### 国の文化審議会

三島町の代表的な小正月行事「サイの神」が、一月十八日、国の文化審議会の答申により、※国の重要無形民俗文化財に指定されることになりました。同様の小正月の火祭りには、東北の日本海側を中心に伝承されていますが、三島のサイの神はその典型例として重要であると認められました。同日午後三時三十分頃には、インターネットのニュースでいち早く報じられ、町では防災無線でこの朗報を伝えました。

「サイの神」は、家内安全、五穀豊穡、無病息災、厄除けなどを祈願する行事。毎年一月十五日の夜、町内各地区で行われます。このほか、町内の小正月行事には「鳥追い」や「だんごさし」などがあり、三月の「ひな流し」、六・七月の「虫送り」など合計三十三の年中行事が、福島県指定重要無形民俗文化財となっています。

### サイの神は郷土愛の象徴

「サイの神」は、住民の力を結集しなければできない行事。御神木を切り出し、ワラを巻きつけ、人力でサイの神を立ち上げます。そこに地域への愛着と連帯意識が生まれます。住民同士のコミュニケーションの場としての意義もあると思います。町では「地区プライド運動」を提唱し、民俗行事を奨励してきました。その中でも「サイの神」は、欠かすことのできない大切な行事として、多くの地区で代々受け継がれてきました。町を離れて生活されている出身者の方々も、ふるさとの情景と言え「サイの神」を思い出すのではないのでしょうか。

町民の皆さんの地域を愛する気持ち、ふるさとを想う気持ちが込められている「サイの神」は、まさに郷土愛の象徴。そして、この国指定により、名実ともに日本の貴重な財産となりました。

### 伝統文化を活かした地域振興に向けて

「サイの神」の国指定は、地域振興という観点でも大きな意味があります。国の文化財となったことで知名度が上がり、全国に知られるものとなります。民俗学等の研究者に注目され、山村文化を志向する観光客の受け入れも考えられます。このような波及効果を活かして、地域の活性化を図ることが今後大切になってきます。

町が進める「エコ・ミュージアム構想」は、地域資源の活用と住民参加を基本にした町づくり。「サイの神」はまさにエコ・ミュージアム活動の一つであり、町民の皆さんが主体の地域づくりにつながるものです。町では、「サイの神」の国指定を大きな地域資源と位置づけ、継承する地区住民の方々と、様々な交流活動等に活かそうとする方々と話し合いながら、地域振興を図っていきたいと考えています。

※国の重要無形民俗文化財

文化財保護法に基づき、衣食住、生業、信仰、年中行事のような風俗慣習や民俗芸能など、人々が日常生活の中で生み出し継承してきた無形の民俗文化財のうち、特に重要なものとして国が指定したもの。

県内では、「相馬野馬追」や「田島祇園祭のおとうや行事」など、これまで7件が指定されており、「三島のサイの神」は8件目となる。

## 議会 Assembly

町民の皆さんの声に応える  
政策形成を目指します

三島町議会議長 小柴修一



新年明けましておめでとうございます。町民の皆様におかれましては、ご家族おそろいで良い正月を迎えられたこととお慶び申し上げます。議会を代表して、新年のごあいさつを申し上げます。

**災害のない一年に**  
年末から降り始めた雪が一メートルを超す大雪となり、通行止めや停電などの被害が発生し、町では豪雪対策本部を設置して対応しました。また、正月二日には名人地区で火災が発生しましたが、幸い人的な被害はありませんでした。新年早々災害に見舞われましたが、これから一年間、無災害を祈るばかりです。

**食の安全**  
昨年を振り返りますと、国の内外共に、政治経済始めあらゆる面で大きな変革を遂げなければならぬ時代となってきました。何と云っても、食品の偽装問題が次々に発覚し、食の安全について不安な一年でありました。人間の命の元である食べ物を、どう選んだらよいのか、戸惑うばかりでありました。

**町の自立計画策定に向けて**  
町政では、昨年三月の議会定例会で自立宣言をし、自立計画を作成中でありました。十二月にようやく草案ができ、説明がなされました。この自立計画が完成し、それに沿って町づくりが動き出すことが大変重要だと思えます。

**議員定数・報酬の削減**  
昨年八月には、議会主催による地区座談会を開催し、町民の皆さんの生の声を聞かせていただきました。本当にありがとうございました。多くの町民の皆さんから、議員の定数と報酬を削減するべきとの意見が出されました。それを受け、十二月の定例会で議員提出議案により条例が改正され、議員定数は十名から二名減の八名に、報酬は十％削減となりました。

**町の財政**  
町の財政を支える地方交付税は、算定方法が変わって一段と厳しくなり、さらに現在国で検討されている道路特定財源の暫定税率の見直しも大々影響することが心配されます。

**町民の声に応える町づくりを**  
平成二十年度は、多くの町民の皆さんが要望されている「働く場の確保」の実現に向けて、企業誘致を図り、所得の向上、税収アップに取り組んでいかなければならないと思います。また、高齢化が進む町では、特別養護老人ホームやデイサービス等、老人福祉は充実していますが、さらにその一歩先の老人福祉を考えるときだと思います。

町民の皆さんが「三島町に住んでよかった」と実感できる町づくりのためには、町民と行政が一体となつて物事に当たることが大切であり、私たち議員も政策形成能力を高め、町民の付託に応えるべく努力して参りますので、一層のご指導とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、三島町の益々の発展と町民の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。年頭のあいさつといたします。

## 行政 Administration

経済・教育・健康・財政の4つを柱に  
住民参加の町づくりを進めます

三島町長 齋藤茂樹



新年おめでとうございませす。町民の皆様に対し、新春のお慶びを申し上げます。

今年は町政に臨むにあたり、経済、教育、健康、財政の四つを柱に進めていきたいと考えております。

**①生活文化を活かした観光による経済の活性化**  
経済については、地域固有の生活文化を活かした観光事業に力を入れます。たとえば町内の様々な年中行事は、希少な生活文化です。特に「サイの神」は、先日、国の重要無形民俗文化財に指定され、観光資源としての活用が期待されます。また、会津桐については、今や当町のみが積極的に振興しておりますが、今後も最高級の桐づくりを推進すると共に、桐の花が咲くふるさと風景を守り、日本一の桐の里を目指します。編み組細工については言うまでもなく、その文化的価値と製品としての質は高い評価を受けています。このような地域の生活文化を、私たちの誇りとして大切にすると共に、各施設の体制整備と連携を図りながら、一年を通して楽しめる観光事業を進め、経済効果に

つなげたいと考えています。

また、会津地域全体の産業振興については、これまで農林業を基本とする経済策を県に強く要望してきました。今後も引き続き呼びかけていきたいと思ひます。

**②小規模校の利点を活かした質の高い教育を**  
教育については、昨年はすばらしい成果がありました。三島小学校は「よい歯の学校表彰」において二度目となる文部科学大臣賞、三島中学校は「毎日カップ中学校体力づくりコンテスト」において全国優良校に選ばれるなど、小規模校ならではの取り組みが高い評価を得ました。先生方の献身的な指導に感謝すると共に、子どもたちのがんばりを大変うれしく思っております。このような快挙は、子どもたち一人一人に行き届いた教育の成果です。今後も小規模校の利点を十分に活かし、農山村のモデル的な学校を目指したいと思ひます。

**③生活習慣病予防を重点とした健康づくり**  
町では、平成十七年度から「国保ヘルスアップ事業」を

導入し、運動の習慣化や生活改善のための支援、住民参加の地域づくり型保健活動等を推進してきました。これらの取り組みを充実させ、町全体に広がりのある健康づくり運動を展開します。

**④徹底した改革による財政の健全化**  
町の財政については、ここ数年の歳出削減によって厳しい状況を乗り越えてきました。少子高齢化が進む中で、町税など自主財源の増加は難しく、国からの地方交付税頼みの財政構造が続いています。今後も行財政改革を断行し、バランスのとれた財政の構築を目指します。

改めて昨年の社会情勢を振り返りますと、食品偽装や年金問題、防衛省の汚職など、不安や憤りを覚える事件が多く、文字通り「偽」の社会構造が浮き彫りとなった一年でありました。

今年は明るい話題の多い年となることを願ひながら、町民の皆様様の益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。年頭のあいさつといたします。

# 行財政改革アンケート結果報告

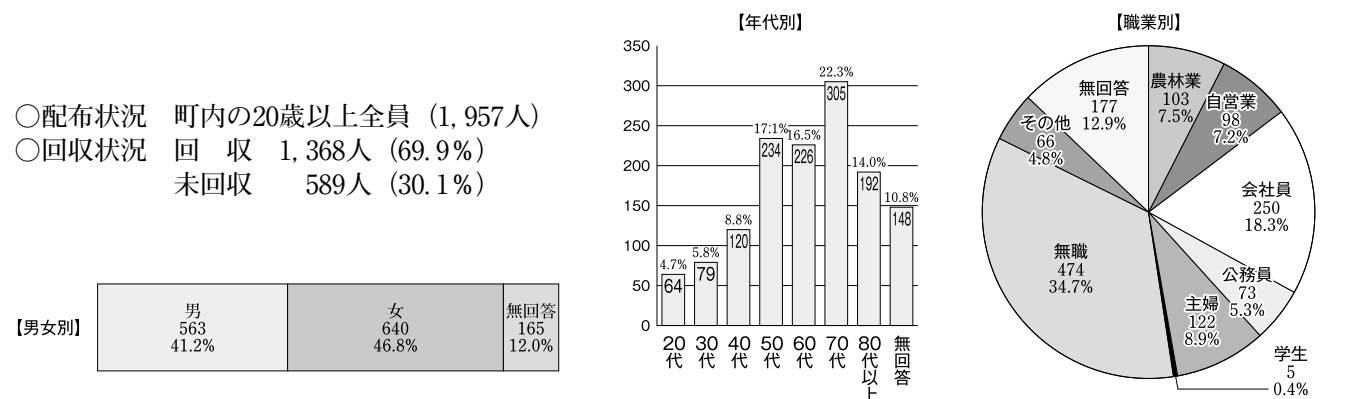
ご協力ありがとうございました。  
この結果を町政に反映させていただきます。

昨年11月に実施しました「行財政改革アンケート」では、多くの皆様にご協力いただき大変ありがとうございました。今回は、アンケート結果の概要を報告します。今後、さらに詳しくアンケート結果を分析し、随時お知らせします。

☎ 役場 総務課 企画財政係 TEL 4 8 - 5 5 1 5

## アンケートの設問構成

- Q 1 自立するためには  
Q 2 行財政改革について  
Q 3 施設の運営について  
Q 4 職員数減の住民サービスへの影響  
Q 5 自由記入  
(三島に住んでよかったこと・将来の不安等)



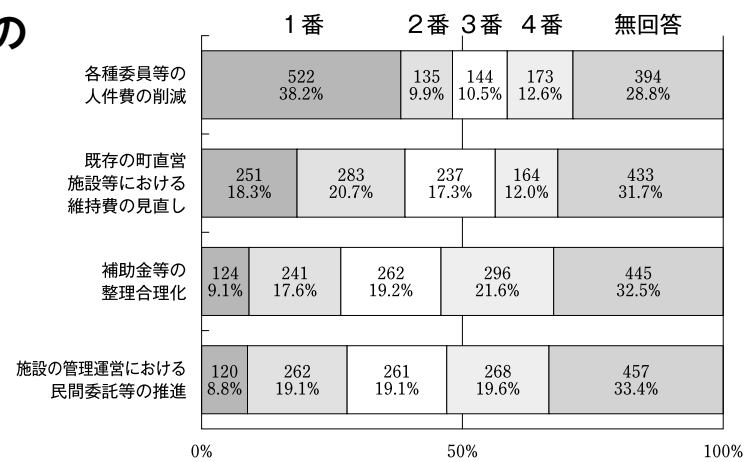
Q 2 ー(1) 町では歳出の削減に取り組んでおりますが、優先的に取り組むべき課題は何だと思いますか。優先するべきだと思う順番をお答えください。

## 議員、町三役、職員、各種委員等の 人件費を削減するべき

### ◆自由記入欄の意見

- ・議員、特別職、町職員の人件費削減。
- ・会社で言うところの売り上げを上げることを考えるべき。
- ・予算合わせの改革であってはいらない。将来を展望し、町のためになることに予算措置を。

(課題) 報酬や給与、定数の見直し  
新たな歳入確保の検討



Q 2 ー(2) 町の財政は厳しくなり、施設整備や維持修繕にかかる経費を極力かけないようにしておりますが、今後どのような取り組みで解決するべきだと思いますか。

## 新規の公共投資は抑え 既存施設を有効活用すべき

### ◆自由記入欄の意見

- ・経費をかけないことより、町民にとって何が必要か考えなければ意味がない。
- ・受益者一部負担でも維持できるならば、それに越したことはない。
- ・維持修繕程度に止めることと受益者負担にすることは、どちらかにするのではなく双方のバランスが大切。

(課題) 既存施設の有効活用、受益者負担の検討

|                                             |       |
|---------------------------------------------|-------|
| 新規の公共投資は最小限度に留め、今ある施設の有効活用で最小限度の維持修繕程度に止める。 | 8 6 2 |
| 維持修繕等にかかる経費の一部を受益者（個人）負担にしても整備すべき。          | 1 7 5 |
| その他                                         | 2 3   |

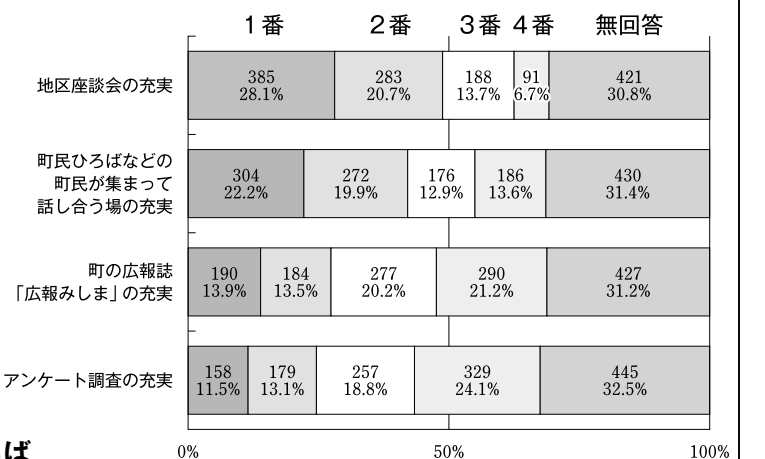
Q 1 町の自立のためには、住民参加・定住人口の増・交流人口の増が欠かせないと考えております。これらの項目について、それぞれあなたが大切だと思う順番をお答えください。

## 《住民参加》 地区座談会や町民ひろば等 住民と行政の話し合いの場が大切

### ◆自由記入欄の意見

- ・行政主導ではなく民間の団体が率先して行動。
- ・住民間のネットワーク作り。
- ・隣近所の連絡、助け合い。
- ・役場職員と地区住民の話し合いが大事。
- ・顔を見ながらの話し合いがよい。(計116件)

(課題) 町民の課題や目標を話し合える場づくり  
参加したくなるような座談会・町民ひろば

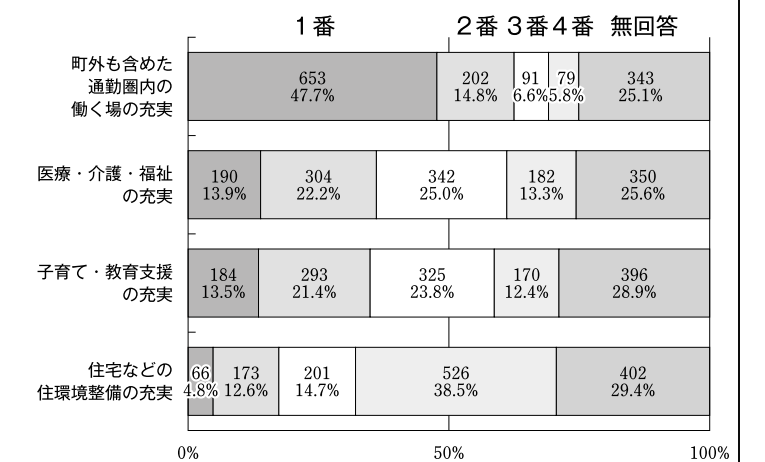


## 《定住人口の増》 若者から高齢者まで共通して 働く場の確保を希望

### ◆自由記入欄の意見

- ・定住よりも町の未来。どんな町にしたいかを決めるのが先決。
- ・若者の働ける場の充実を求める。
- ・誇りの持てる町づくり。
- ・楽しい家庭生活のできる町。(計87件)

(課題) 雇用創出と起業支援

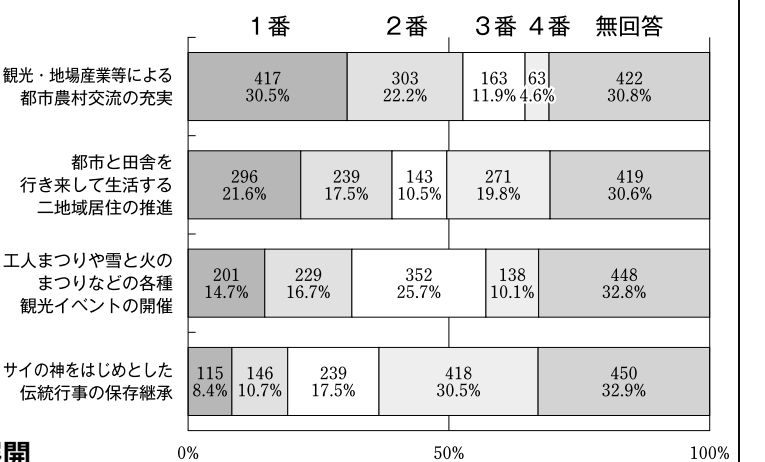


## 《交流人口の増》 定期的な都市住民との交流や 都市と田舎の二地域居住に期待

### ◆自由記入欄の意見

- ・リピーターを増やす仕掛けをする。
- ・また来たい、来てよかったと思ってもらえる姿勢が必要。
- ・三島に行ってみたい、暮らしてみたいという人たちを、よりよい交流で迎え入れること。

(課題) 何度も訪れたくなるような観光事業の展開



Q 5 以下の項目について、あなたの考えをお書きください。

●三島町に住んでよかったと思っていること

- ・自然が豊かで環境がよい。
- ・温泉等の施設が多い。
- ・駅や高速インターが近い。
- ・坂下や若松に気軽に買い物に行ける距離。
- ・心のあたたかい人が多い。
- ・地震や水害が少ない。
- ・病院がすぐそばにある。
- ・子どもの医療費が無料。
- ・地域みんなで子どもたちを見守っている。
- ・バス運行がうれしい。

(計326件)

●三島町に住んで将来不安に感じること

- ・少子高齢化。
- ・町の将来が想像できない。
- ・すべてが不安で将来の見通しが立たない。
- ・人口減少、高齢化による増税。
- ・人口減少で地区の様々な運営に支障が出てくる。
- ・町内に働く場所がない。
- ・子どもを産んでも安心して育てられない。
- ・児童数の減少で、子どもたちの成長に影響がることが心配。
- ・高齢化により雪対策が心配。

(計458件)

●今、行政に期待すること

- ・10年後、20年後に町が生き残っていけるように、今から長期的なビジョンを持って行政活動をしてほしい。
- ・小さな声をまず聞く耳を持ってほしい。
- ・人員減により住民サービスが低下しないように。
- ・町職員はもっと元気を出して、一般の町民を元気づけること。
- ・少子化の歯止め、若年層の定住策を。
- ・このアンケート結果を無駄にせず、町政に反映させてほしい。

(計285件)

●町政全般についてのご意見等

- ・町民が共有できる「こんな町を目指します」といった具体的な方向性があったらよい。
- ・もっと子どもにお金を使ってほしい。
- ・町民一人一人がいきいきと生活していくことをサポートするのが行政の役割。行政が町民を動かそうとするよりも、一人一人を生かしていくことが大切。
- ・学校給食をなんとしても実現してほしい。
- ・もっと楽しめる町政、わかりやすい町政。

(計258件)

十二月二十一日、町民センターにおいて第四回「町民ひろば」が開催され、町民の皆さんや町職員、議員の方々など約五十名が参加し、行財政改革アンケートの結果と町の自立計画中間報告について、活発な意見交換が行われました。

アンケートについては、全体を通して無回答が非常に多く、「高齢化の現状にあつていない設問だった。」などの批判も出され、設問そのものに反省すべき点があったと思います。

自立計画中間報告については、「スクールバスや給食などの子育て支援を検討してほしい。」「婦人会活動が今後困難になってきてしまふ。とても大事な団体なのでなんとか存続したい。」「目指すものを具体的に明確にして、結果をちゃんと評価すること。」などの意見が出されました。これらの意見を今後の計画策定に活かし、最大の課題である「町民参加の仕組み」をつくるために、多くの町民の皆さんと話し合いを深める場を設け、町民の皆さんの声を大切にした自立計画を作りたいと考えています。



←今回の「町民ひろば」では、より効果的な話し合いを進めるため、参加者の意見をホワイトボードに板書して、内容が分かるように工夫しました。また、今後の開催に活かせるよう最後に簡単なアンケートをとりました。



Q 3 –(1) 交流センター「山びこ」は、管理運営費節約のため、平成18年度より催しがある時のみの開館としておりますが、今後の運営についてどのようなことが考えられますか。

「現状のように必要に応じて開館」が多数  
冠婚葬祭場としての活用にも関心あり

◆自由記入欄の意見

- ・民間に貸し、人が集まるようなイベントを。
- ・カタクリを宿泊地として山びこを利用。
- ・葬儀場として近隣町村にも使用してもらえるように整備してはどうか。
- ・1日も早く以前のような山びこに戻すべき。

(計118件)

(課題) 冠婚葬祭場も含めた幅広い活用方法の検討

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 現状のような使用方法でよい。     | 5 8 4 |
| 一時閉鎖することもあるべきだ。    | 2 5 9 |
| 常時開館できるように努力するべきだ。 | 2 1 9 |



交流センター山びこ

Q 3 –(2) 第1物産館は、現在利用者の応募が無く閉鎖しておりますが、今後の運営についてどのようなことが考えられますか。

「現状のままで止む無し」が多数  
他施設との連携による活用法の提案も

◆自由記入欄の意見

- ・開館しても町にとってプラスになるのか疑問。
- ・温泉にきた人たちや観光客が休める場所にする。
- ・大人気の工人まつり参加者の常設展示、販売等をできないか。
- ・ふるさと荘に宿泊する人たちの憩いの場に。

(計131件)

(課題) 新たな活用方法、利用者募集方法の再検討

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 現状のままで止む無し。        | 6 7 2 |
| 常時開館できるように努力するべきだ。 | 3 4 4 |



第1物産館

Q 4 人件費削減のため、平成11年度に59名だった町職員を現在44名まで削減しましたが、住民サービスについてどのように感じておられますか。

「サービスの低下は感じない」が多数  
「職員数をもっと削減」という声も

◆自由記入欄の意見

- ・町職員の住民に対するサービス精神が感じられない。
- ・職員のマナーが悪い。
- ・もっと住民に顔を向けた姿勢が必要。
- ・町職員のやる気が必要。

(計121件)

(課題) 職員数の削減  
職員一人一人の意識改革による住民サービスの維持向上

|                          |       |
|--------------------------|-------|
| 住民サービスの低下は特に感じられない。      | 7 3 6 |
| 住民サービスがなんとなく低下したような気がする。 | 2 2 3 |
| 住民サービスが極端に低下した。          | 4 7   |



役場窓口

三島町の組織別職員数（平成19年4月現在）

| 総務課 課長 1名 |       | 町民課 課長 1名 |       | 産業建設課 課長 1名 |       |
|-----------|-------|-----------|-------|-------------|-------|
| 総務係       | 企画財政係 | 町民生活係     | 保健福祉係 | 産業係         | 建設係   |
| 3名        | 3名    | 6名        | 5名    | 6名          | 4名    |
| 議会事務局     |       | 出納室       |       | 教育委員会 課長 1名 |       |
| 事務局長 1名   |       | 会計管理者 1名  |       | 生涯学習係       | 三島保育所 |
|           |       |           |       | 4名          | 5名    |
|           |       |           |       | 生活工芸館       | 2名    |
|           |       |           |       | 合計          |       |
|           |       |           |       | 44名         |       |

# 三島町の職員等の給与・職員数の状況をお知らせします

町職員等の給与は、民間給与の調査に基づく国の人事院勧告を基本に、県や他の公共団体との均衡などを考慮しながら、町議会の審議を経て条例で定められています。（ここに用いている数値は、平成19年4月1日現在の「地方公務員給与実態調査」及び「地方公共団体定員管理調査」などを基にしています。）

## 1. 職員の任免に関する状況

・採用職員と退職職員

| 区 分   | 採用者数(A) | 退職者数(B) | (A)－(B) |
|-------|---------|---------|---------|
| 一般行政職 | 0人      | 3人      | △ 3人    |

(注) 採用者数は、H19. 4. 1付新規採用者、退職者は、H18. 4. 1～H19. 3. 31の退職者を表します。

## 2. 人件費の状況（普通会計）

| 区分   | 住民基本台帳人口<br>(平成18年度末) | 歳 出 額<br>(A) | 実 質 収 支  | 人 件 費<br>(B) | 人件費率<br>(B)/(A) | 17年度の<br>人件費率 |
|------|-----------------------|--------------|----------|--------------|-----------------|---------------|
| 18年度 | 2,241                 | 1,778,670千円  | 73,116千円 | 348,176千円    | 19.6%           | 20.7%         |

普通会計の人件費には、一般職員や特別職（町長・副町長・議員など）に支給される給料、報酬などのほか、退職手当や共済等を含んでいます。

## 3. 職員給与費の状況（普通会計）

| 区分   | 職員数<br>(A) | 給 与 費     |          |          |           | 一人当たりの給与費<br>(B/A) |
|------|------------|-----------|----------|----------|-----------|--------------------|
|      |            | 給 料       | 職員手当     | 期末勤勉手当   | 計 (B)     |                    |
| 19年度 | 41人        | 152,964千円 | 31,598千円 | 58,094千円 | 242,656千円 | 5,918千円            |

当初予算に計上した職員の給与費です。職員手当とは、扶養手当、住居手当などの諸手当です。

## 4. 職員の平均年齢、平均給料月額及び給与平均月額の状況

| 区 分       | 平 均 年 齢 | 平均給料月額 ※ 1 | 平均給与月額 ※ 2 |
|-----------|---------|------------|------------|
| 一 般 行 政 職 | 43.5歳   | 310,400円   | 395,100円   |
| 技 能 労 務 職 | 44.7歳   | 283,800円   | 308,300円   |

一般行政職とは、一般行政事務に従事する事務職員をいい、技能労務職は調理員をいいます。

※ 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月4日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※ 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当などの諸手当の額を合計したものです。

## 5. 職員の初任給の状況

| 区 分   |     | 三 島 町    |          | 国        |          |
|-------|-----|----------|----------|----------|----------|
|       |     | 初 任 給    | 2年後の給料   | 初 任 給    | 2年後の給料   |
| 一般行政職 | 大学卒 | 170,200円 | 183,800円 | 170,200円 | 183,800円 |
|       | 高校卒 | 138,400円 | 148,000円 | 138,400円 | 148,000円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 140,300円 | 151,000円 | —        | —        |
|       | 中学卒 | 131,500円 | 140,300円 | —        | —        |

学校等卒業後すぐに職員として採用された者の初任給と、その後引続き2年間勤務したときの給料月額です。

## 6. 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

| 区 分       |       | 経験年数10～15年 | 経験年数15～20年 | 経験年数20～25年 |
|-----------|-------|------------|------------|------------|
| 一 般 行 政 職 | 大 学 卒 | —          | —          | —          |
|           | 高 校 卒 | 215,600円   | 242,100円   | 316,900円   |
| 技能労務職     | 高 校 卒 | —          | —          | —          |

## 7. 一般行政職の級別職員数の状況

| 区 分         | 1 級    | 2 級   | 3 級     | 4 級   | 5 級   |
|-------------|--------|-------|---------|-------|-------|
| 標 準 的 な 職 種 | 主事・主事補 | 主 査   | 主査・主任主査 | 主 幹   | 課 長   |
| 職 員 数       | 5 人    | 7 人   | 12人     | 4 人   | 6 人   |
| 構 成 比       | 14.7%  | 20.6% | 35.3%   | 11.8% | 17.6% |

注 1 三島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職種内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

## 8. 職員の勤務時間の状況及び有給休暇取得状況

### ① 一般職員の勤務時間の状況及び有給休暇取得率

| 1週間の正規<br>の勤務時間 | 1日の正規<br>の勤務時間 | 勤 務 の<br>開始時間 | 勤 務 の<br>終了時間 | 休憩時間              | 有 給 休 暇<br>平均取得日数 | 有給休暇<br>取 得 率 |
|-----------------|----------------|---------------|---------------|-------------------|-------------------|---------------|
| 40時間            | 8 時間           | 8時30分         | 17時30分        | 12時00分～<br>13時00分 | 6.3日              | 18.6%         |

注 有給休暇平均取得日数及び有給休暇取得率は、平成18年1月1日～12月31日までのものです。

### ② 育児休業及び介護休暇の取得状況（平成18年度）

|          |    |
|----------|----|
| 育児休業取得職員 | なし |
| 介護休暇取得職員 | なし |

## 9. 職員の服務の状況（平成18年度）

- ① 営利企業等の従事に関する許可の状況： なし
- ② 服務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況： 11件  
・年中行事等への参加  
・地方公務員法第42条に基づいて実施される厚生事業への参加など

## 10. 職員の研修の状況

### ① 研修の開催状況（平成18年度）

| 区分   | 件数  | 参加者数 |
|------|-----|------|
| 各種研修 | 11件 | 16人  |

## 11. 職員の福祉及び利益の保護の状況

### ① 職員の健康の保持増進対策

| 種類        | 受診者数 |
|-----------|------|
| 生活習慣病検診   | 32人  |
| 人 間 ド ッ ク | 4人   |

- ② 公務災害等の状況  
・平成18年度における公務災害： なし

## 12. 職員の分限及び懲戒処分

### 14. 不利益処分に関する不服申し立て

## 13. 勤務条件に関する措置の要求

平成18年度は該当なし

# 町県民税等申告相談のお知らせ

申告期間 2月14日～3月17日

町県民税等申告相談を下記のとおり実施します。  
申告しない場合は「国民年金保険料の免除申請」や「国民健康保険税の減免措置」などが適用されない場合がありますので、忘れずに申告してください。

## ◎申告が必要な方

- ・平成20年1月1日現在、三島町に住所があり、平成19年中に次のような所得のあった方。  
※所得とは、収入金額から必要経費を差し引いた後の金額をいいます。
- ①農業・営業などの事業所得、地代・家賃などの不動産所得、土地・建物を売却したことによる譲渡所得がある方
- ②給与と所得のある方で、  
（ア）勤務先等から役場へ給与支払報告書の提出のない方  
（イ）主たる給与支払者（年末調整済み）以外からの給与収入が20万円以上あった方  
※申告不要の場合もあります。
- （ウ）年末調整を行っていない方
- ③収入が公的年金のみで、各種控除（社会保険料控除、生命保険料控除）を受ける方  
※生命保険の満期、個人年金、内職等についても課税になる場合がありますので忘れずに申告してください。

## ◎申告が不要な方

- ・確定申告（所得税の申告）をしている方
- ・年末調整をした給与以外に所得のない方で、役場に給与支払報告書が提出されている方

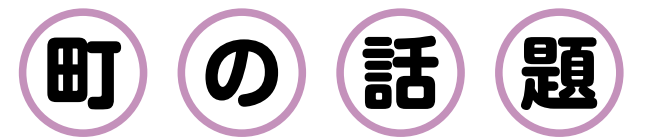
## ◎申告に必要なもの

- ①印鑑（所得税の確定申告の場合は銀行印、口座番号がわかるもの）、申告書（後日配布）
- ②収入金額と必要経費のわかるもの  
・給与、公的年金のある方は、源泉徴収票または勤務先から発行された給与や賃金の支払証明書など
- ・農業所得のある方は、農業収入金申告書または耕作反別及び収穫量等を記入した書類、出荷伝票や各種交付金・補助金などの収入関係の書類、農薬、肥料、農機具等の領収書
- ・営業、不動産所得のある方は、収入金額と必要経費のわかる帳簿や領収書
- ③各種控除を証明できるもの  
・社会保険料（国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料など）、生命保険、損害保険の領収書や証明書
- ・医療費控除を受ける方は、領収書及び保険金（高額療養費も含まれます）などで補てんされる金額のわかるもの。領収書等の金額は、個人ごとに分類し医療機関別に集計してきてください。

| 月日（曜日）   | 対 象 地 区             | 時 間         | 会 場                   |
|----------|---------------------|-------------|-----------------------|
| 2月14日(木) | 滝 原                 | 9:00~11:00  | 滝 原 林 業 集 会 セ ン タ ー   |
|          | 早 戸                 | 13:15~15:30 | 早 戸 生 活 改 善 セ ン タ ー   |
| 2月18日(月) | 浅 岐                 | 9:00~11:00  | 浅 岐 集 会 所             |
|          | 間 方                 | 13:15~16:00 | 間 方 集 会 所             |
| 2月19日(火) | 松 原                 | 9:00~15:00  | 松 原 多 目 的 集 会 所       |
| 2月20日(水) | 川 井                 | 9:00~15:00  | 川 井 集 会 所             |
| 2月21日(木) | 小 山 ・ 高 清 水         | 9:00~11:00  | 高 清 水 集 会 所           |
|          | 桑 原                 | 13:30~15:30 | 桑 原 集 会 所             |
| 2月22日(金) | 名 入                 | 9:00~15:00  | 名 入 集 会 所             |
| 2月26日(火) | 西方（隣組1～7組）          | 9:00~15:00  | 西 方 ふ る さ と セ ン タ ー   |
| 2月27日(水) | 西方（隣組8～14組）         | 9:00~15:00  | 西 方 ふ る さ と セ ン タ ー   |
| 2月28日(木) | 大 登                 | 9:00~15:00  | 大 登 生 活 改 善 セ ン タ ー   |
| 2月29日(金) | 大 石 田               | 9:00~15:00  | 大 石 田 生 活 改 善 セ ン タ ー |
| 3月 2日(日) | 全 地 区               | 9:00~15:00  | 町民センター（ふれあいの間）        |
| 3月 4日(火) | 大 谷                 | 9:00~15:00  | 大 谷 活 性 化 セ ン タ ー     |
| 3月 5日(水) | 滝 谷                 | 9:00~15:00  | 滝 谷 集 会 所             |
| 3月 6日(木) | 荒屋敷・宮下（上ノ原・米子沢・青方）  | 9:00~15:00  | 町民センター（ふれあいの間）        |
| 3月 7日(金) | 宮下（居平・館・水尻・中乙田・下乙田） | 9:00~15:00  | 町民センター（ふれあいの間）        |
| 3月10日(月) | 中平・宮下（宮下・建堀・田中・中田）  | 9:00~15:00  | 町民センター（ふれあいの間）        |
| 3月11日(火) | 所 得 税 白 色 申 告 者     | 9:00~15:00  | 町民センター（ふれあいの間）        |

※3月2日(日)は、平日に勤務されている方や、特別の事情があり地区の相談日に都合が悪い方を対象とします。  
※上記日程で都合の悪い方は、3月12日(水)から3月17日(月)の間に役場窓口にお越しください。(15・16日は閉庁日です)

広報誌に載っている写真は希望者に差し上げますのでご連絡ください。●役場 総務課 企画財政係 Tel 48-5515



## 三島中学校男声合唱部が金賞

### 第24回福島県声楽アンサンブルコンテスト

昨年12月14～16日、福島市音楽堂で開催された福島県声楽アンサンブルコンテストに、三島中学校男声合唱部が出場し見事金賞を受賞しました。三島中学校は、会津高校合唱部の指導を受けるなど積極的な練習の成果を発揮し、出場した73校中10位の得点を出しました。

1位となった郡山第二中学校をはじめ、受賞校には生徒数500人以上の学校ばかりが並ぶ中での大健闘です。



町長室を訪れ、受賞の報告をする合唱部の皆さん

## 「よい歯の学校」記念碑建立

### 2度の日本一に輝いた三島小学校

三島小学校前に「よい歯の学校」の記念碑が建立され、昨年12月19日、除幕式が行われました。記念碑には、齋藤茂樹町長が書いた「全日本よい歯の学校」、「平成8年文部大臣賞受賞」、「平成19年文部科学大臣賞受賞」の文字が刻まれています。除幕式では、学校歯科医の栗城昭吉先生が「毎日の小さな努力が大きな喜びとなります。」と話され、児童の皆さんはこれからも歯を大切にすることを誓いました。



「よい歯の学校」記念碑の除幕式

## 保育所児童も火の用心呼びかけ

### 三島町消防団出初式

1月6日、三島町消防団出初式が行われ、消防団員が宮下商店街をパレードした後、三島神社に参拝して無火災を祈願しました。また、今年は幼年消防クラブ（三島保育所児童）とその保護者の方々も参加し、「火の用心」と掛け声をかけながら歩きました。この日は雨となりましたが、参加した子どもたちは拍子木を鳴らしながら元気に火の用心を呼びかけました。



宮下町内をパレードした幼年消防クラブ

## 初売りやみかんまき楽しむ

### 三島町スタンプ会の「三島初市」

1月13日、役場前において三島町スタンプ会による「三島初市」が開催されました。会場では、地元商店の方々が模擬店を出して初売りを行ったほか、回転するダーツによる割引セール、お楽しみ抽選会なども行われました。午後は、恒例のみかんまきが行われ、町民の方々が集まりました。この日は終日氷点下の寒い1日でしたが、小さな町のあたたかい人情が感じられた初市でした。



三島初市で行われたみかんまき

みんなで健康づくり《教室・健診の予定》

町 役 場 町 民 課 保 健 福 祉 係   TEL 4 8 - 5 5 6 5

足腰げんき教室

○水中運動編  
1月29日(火) 13:00~  
河東学園コミュニティプール

○室内運動編  
2月20日(水) 13:30~ 町民センター

3・4ヶ月児健診

2月12日(火) 11:15~ 坂下厚生総合病院

機能訓練会

2月13日(水) 13:30~ 福寿草

乳児・1歳6ヶ月児・2歳児健診

2月14日(木) 13:00~ 町民センター

からだげんき運動教室

2月15日(金) 13:30~ 町民センター

心の健康相談

2月19日(火) 13:30~ 福寿草

ＹＹサークル

2月22日(金) 10:00~ 金山町 ゆうゆう館



会津坂下警察署からのお知らせ

三島町では12月中、窃盗が1件発生しました。全国的には依然として、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺などの、いわゆる「振り込め詐欺」の被害が発生しています。最近では、税務署職員を装って、税金還付などを口実にお金を振り込ませる「還付金詐欺」が新たな手口として発生しています。電話やはがきなどによる身に覚えのない請求には絶対に応じないで、家族や警察署に相談し、被害にあわないようご注意ください。

三島町内街頭犯罪等発生状況(平成19年計)

| 区 分       | 管 内 | 三島町 |
|-----------|-----|-----|
| 空き巣ねらい    | 1   |     |
| 忍 込 み     | 1   |     |
| 事 務 所 荒 し | 7   | 2   |
| 出 店 荒 し   | 2   |     |
| 自 動 車 盗   | 1   |     |
| オートバイ盗    | 1   |     |
| 自 転 車 盗   | 16  |     |
| 自販機ねらい    | 3   | 2   |
| 車 上 ね ら い | 4   |     |
| 街 頭 犯 罪 計 | 36  | 4   |
| 全 刑 法 犯   | 141 | 5   |

これからの行事予定

1月27日(日)  
10:00~ 町民スキー教室 (町営スキー場)

1月31日(木)  
11:00~ 三島町交通安全合同祈願祭 (三島神社)

2月1日(金)  
10:00~ ワンダークラブ「豆まき」(三島保育所)

2月3日(日)  
10:00~ 町民スキー教室 (町営スキー場)  
13:00~ ちびっこスキー大会 (町営スキー場)

2月9日(土)  
13:00~ 第36回雪と火のまつり (町民運動場)

2月13日(水)  
10:00~ ワンダークラブ「雪遊び」(三島保育所)

2月17日(日)  
9:00~ 地区対抗男女混成家庭バレーボール大会 (三島中学校体育館)

2月23日(土)  
9:30~ 第14回すってんコロリンピック (町営スキー場)

三島町老人クラブ連合会の「健康づくり事業」の予定

スポーツ民踊教室

○場所 町民センター ○時間 13:30~  
○月日 1月28日(月) 2月4日(月)  
2月12日(火) 2月18日(月)

公式輪投げ講習会

○場所 町民センター ○時間 13:30~  
○月日 1月30日(水) 2月6日(水)  
2月13日(水)

健康増進のための料理講習会

○時間 9:30~13:00  
○月日及び場所  
1月29日(火) 滝谷集会所  
2月5日(火) 桧原多目的集会所  
2月7日(木) 町民センター  
2月15日(金) 川井集会所  
2月16日(土) 西方ふるさとセンター  
2月20日(水) 大登生活改善センター

芦ノ牧研修旅行

2月22日(金)・23日(土)

※これらの行事には、老人クラブ会員でなくても、満60歳以上の方は参加できます。

平成20年度  
三島町奨学生募集



町では、高等学校、大学、高等専門学校、専門学校等の学生を対象に、三島町奨学生を募集します。希望される方は出願手続きをお願いします。

- 貸与資格  
①学生又は保護者が、引き続き1年以上三島町に住所を有する者  
②品行が正しく、学術に優れ、健康である者  
③経済的理由により就学困難と認められる者
- 奨学資金の額 (月額)  
①大学生 3万円以内 (無利子)  
②その他 2万円以内 (無利子)
- 貸与期間  
進学する学校の正規の修業期間
- 償還期間  
就職6ヵ月後から月賦で6年以内での償還
- 出願手続  
次の①、②の書類を役場 総務課 企画財政係に提出してください。  
①奨学生願書  
②奨学生推薦調書 (用紙は、役場 総務課 企画財政係で配布中)
- 出願締切  
2月29日(金)
- 選考方法  
選考委員会が決定し、決定者には3月下旬頃までに連絡いたします。

町 役 場 総 務 課 企 画 財 政 係   TEL 4 8 - 5 5 1 5

人権擁護制度創設60周年  
「基本的人権の尊重」のために

今年2月15日は、日本国憲法の基調である「基本的人権の尊重」を実現するために、法務省に人権擁護局が創設されて60周年を迎える日です。福島地方法務局と県人権擁護委員連合会では、企業、町内会、小中学校等での人権教室を開催するなど、地域に人権思想を広める活動を行っています。皆様の地域や学校でも、人権教室等の開催についてぜひご検討ください。無料で講師派遣、ビデオ貸出を行っております。また、人権侵害等についてもお気軽にご相談ください。

●福島地方法務局若松支局   TEL 0242-27-1498

●子どもの人権110番   TEL 0120-007-110

●女性の人権ホットライン   TEL 0570-070-810

町の保険師より

インフルエンザを予防しましょう

三島町でも1月に入ってインフルエンザにかかる人が増えてきました。インフルエンザを予防するために、以下のことに気をつけましょう。

1. 栄養と休養を十分取る

体力をつけ、抵抗力を高めることで感染しにくくなります。

2. 人ごみを避ける

病原体であるウイルスを寄せ付けないようにしましょう。

3. 適度な温度、湿度を保つ

ウイルスは低温、低湿を好み、乾燥していると長時間空気中を漂います。加湿器などで室内を適度な湿度に保ち、時々換気をしましょう。

4. 外出後の手洗いとうがい

手洗いは接触による感染を、うがいはのどの乾燥を防ぎます。

5. マスクを着用する

咳やくしゃみは2~3mも飛んで、ウイルスが他人の口に吸い込まれ感染の原因となります。マスクをして感染を防ぎ、咳やくしゃみをする時は、周りの人から顔をそむけるようにしましょう。マスクがない場合は、ハンカチなどで口を押さえましょう。

「インフルエンザ」はこんな病気

インフルエンザは感染によって起こる病気です。主な症状は、高熱(38~40度)、頭痛、筋肉痛、全身の倦怠感、のどの痛み、咳や痰など、全身症状と呼吸器の炎症があります。



町 役 場 町 民 課 保 健 福 祉 係   TEL 4 8 - 5 5 6 5

火災から町の文化財を守りましょう  
1月26日は「文化財防火デー」

三島町には、松音寺(川井)の木像薬師如来座像や伊夜彦神社本殿(西方)など、木造の文化財が数多くあります。それらは一度火災が発生すれば、貴重な歴史的財産を焼失してしまうことになります。最近では各地で火災が多発し、死傷者も出ていますので、火の取り扱いには十分注意し、町の宝である文化財を守りましょう。

●会津坂下消防署 三島出張所   TEL 5 2 - 3 0 3 2

15 広報みしま 平成20年1月号

広報みしま 平成20年1月号 14

## 「サイの神」の国指定を 地域の活性化につなげたい

### 角田伊一さん

つのだ いいち 72歳 川井

三島町文化財専門員として、民俗行事の保存継承にご尽力されてきた角田伊一さん。「サイの神」が国の重要無形民俗文化財に指定されたことについて、お話を伺いました。

「同様の行事は全国にあります、その中で三島のサイの神が指定されたのは、その意味や方法をきちんと伝承してきた証であり、大変価値のあることだと思います。」

伊一さんは、三島小学校で小正月行事についての講話を行うなど、民俗行事を子どもたちに伝える活動をしています。

「私が子どもの頃は、サイの神の日は学校を休ませてもらい、『ばんばふみ』をしたものでした。子どもが地域に参加する機会となっていました。小中学生や若者がもっと参加できるようにするには、1月15日を休日とするなど、町を挙げた取り組みが必要だと思います。」



川井地区のサイの神には、東京など都市部の人々も訪れ、一緒にサイの神を立てて厄除けをするなど、交流を深めているそうです。

「今後は観光面でも注目され、多くの研究者も訪れると思います。行事の意味や技術等をまとめた民俗史の作成や、観光事業への活用を図ることで、地域の活性化につながるのではないのでしょうか。これこそエコ・ミュージアムの取り組みです。サイの神が国指定となって本当によかったと言えるようにしたいですね。」

## みしま 編集後記

「サイの神」は、町民の多くが子どもの頃から慣れ親しんだ行事。冬の暮らしの一部分と言えます。それが国の文化財になったということは、私たちの暮らしぶりそのものが、日本の歴史文化を物語るものであるということです。「国の文化財になっちゃったから、やめられないな。」という声を耳にしました。ただ続けるだけだと、とても大変です。そこに目標や楽しさがなければ、義務感だけが残ってしまいます。来年の1月、「今年のサイの神は、こんなふうに楽しくやろう。」そんなうれしい声が聞こえてきたら、すぐに取材に伺いますので、今から計画してみませんか。

### 人口と世帯 1月1日現在（住民基本台帳）

|     |             |      |       |
|-----|-------------|------|-------|
| 人口  | 2,212人（-10） | 人の動き | 出生 1人 |
| （男） | 1,039人（-7）  |      | 死亡10人 |
| （女） | 1,173人（-3）  |      | 転入 4人 |
| 世帯数 | 876世帯（-2）   |      | 転出 5人 |

### 広報みしま 1月号 No.178

発行日 平成20年1月25日

編集 三島町役場 総務課 企画財政係  
福島県大沼郡三島町大字宮下字宮下350  
Tel 0241-48-5515

ホームページ <http://www.town.mishima.fukushima.jp>

印刷 株式会社アポロ

家内安全・五穀豊穡・無病息災を祈る  
国指定重要無形民俗文化財「サイの神」の再現

第36回

# 雪と火の まつり

2.9<sup>±</sup>  
三島町  
町民運動場

|       |             |
|-------|-------------|
| 9:00  | サイの神作り      |
| 13:00 | 開会式 各種イベント  |
| 17:30 | 御神火採火式・奉納神楽 |
| 18:00 | 鳥追い・たいまつ行列  |
| 18:30 | サイの神点火      |
| 19:00 | 花火大会        |

主催 雪と火のまつり実行委員会・三島町観光協会  
後援 福島民報社・福島民友新聞社  
ふくしまFM・FMあいづ